

経 済 産 業 省

20260316イ第7号

令和8年4月13日

計量行政審議会

会長 島村 琢哉 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

同法第134条第2項の規定による指定及び同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすることい  
かん。

諮問の内容

1. 照度応答度

特定副標準器の指定

特定標準器による校正等の実施

2. 光度

特定副標準器の指定

特定標準器による校正等の実施

3. 分布温度

特定副標準器の指定

特定標準器による校正等の実施

## 1. 照度応答度

### (1) 特定副標準器の指定

指定を行う計量器（法第134条第2項）
照度応答度標準受光器であって、日本電気計器検定所が保管するもの

### (2) 特定標準器による校正等の実施

日本電気計器検定所が保管する特定副標準器である照度応答度標準受光器による校正の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
日本電気計器検定所	照度応答度標準受光器であって、校正の対象となる照度の範囲が1ルクス以上3000ルクス以下のもの

## 2. 光度

### (1) 特定副標準器の指定

指定を行う計量器（法第134条第2項）
コイルM字型光度標準電球以外の単平面型光度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

### (2) 特定標準器による校正等の実施

日本電気計器検定所が保管する特定副標準器である「コイルM字型光度標準電球以外の単平面型光度標準電球」による校正の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
日本電気計器検定所	光度標準電球であって、校正範囲が10カンデラ以上3000カンデラ以下のもの

### 3. 分布温度

#### (1) 特定副標準器の指定

指定を行う計量器（法第134条第2項）
コイルM字型分布温度標準電球以外の単平面型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

#### (2) 特定標準器による校正等の実施

日本電気計器検定所が保管する特定副標準器である「コイルM字型分布温度標準電球以外の単平面型分布温度標準電球」による校正の実施

特定標準器による校正等の実施（法第135条第1項）	
特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
日本電気計器検定所	分布温度標準電球であって、校正範囲が2000ケルビン以上3000ケルビン以下のもの